

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 明日に架ける橋 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県綾歌郡綾川町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自らが居住する地域の中で役割を果たし、互いに支えあう中で、地域に根ざした安心できる暮らしを築き上げようとする個人・法人・団体に対して、相互に活用できるネットワークを構築し、協同してより良き地域社会を創り出す事業を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 香川の地域に根ざし、香川を良くしようとするネットワーク構築活動事業
 - ② 事業を興し、合同企画、相互利用、情報共有などを通じて、地域活性化事業
 - ③ 米飯文化を基に、地域の健康・農業のサポート事業
 - ④ 各地に伝わる文化・伝統を保全・継承し、埋もれている価値を掘り起こす事業
 - ⑤ スポーツ・健康増進事業
 - ⑥ 環境・福祉活動の応援事業
 - ⑦ 福祉活用をめざした事業開発及び普及
 - ア 障害者の雇用機会の創出
 - イ IT技術の福祉活用
 - ⑧ 福祉を目的とした運送事業
 - ア 福祉有償運送事業
 - イ 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）
 - ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
 - ア 障害福祉サービス事業（さあかすチャレンジド：就労継続支援B型）
 - イ 障害福祉サービス事業（さあかすチャレンジド：就労移行支援）
 - ウ 障害福祉サービス事業（さあかすチャレンジド：就労継続支援A型）
 - エ 障害福祉サービス事業（明日に架ける橋：居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）
 - オ 一般相談支援事業（明日に架ける橋）
 - カ 特定相談支援事業（明日に架ける橋）
 - ⑩ 児童福祉法に基づく事業

- ア 放課後等デイサービス事業
 - イ 障害児相談支援事業（明日に架ける橋）
 - ⑪ 介護保険法に基づく事業
 - ア 訪問介護
 - イ 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ウ 居宅介護支援
 - エ 福祉用具貸与事業
 - オ 介護予防福祉用具貸与事業
 - カ 特定福祉用具販売事業
 - キ 特定介護予防福祉用具販売事業
 - ⑫ 成年後見人、保佐人及び補助人並びに任意後見人の引受に関する事業並びに成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人並びに任意後見監督人の引受に関する事業
 - ア 契約に基づく委任事務の引受に関する事業
 - イ 事務に関わる個人財産の管理に関する事業
 - ⑬ 子どもの健全育成活動事業
 - ⑭ 祭り・イベント巡業、活動応援事業
 - ⑮ 雑誌「さあかす」の発行事業
 - ⑯ 上記の各事業に係わる教育研修、講習会および公開シンポジウム等の開催
 - ⑰ 障害者の就労支援事業に関連する産業廃棄物の処理等に係る事業
 - ⑱ その他地元での地域発展活動応援事業
- (2) その他の事業
- ① 出版・印刷事業
 - ② 物品販売・紹介事業
 - ③ 人材派遣業
 - ④ 企業経営指導
 - ⑤ 各種イベント等の企画運営

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員 (種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員 この法人の活動趣旨に賛同し会費又は寄付金を納付した者及び団体。

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

ただし、過去に会員であった者が再入会を行う時は、会費納入をもって入会したものとみなすものとする。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金は、返還しない。ただし、理事会において返還することが相当であると認めた場合は、この限りでない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12～15人
- (2) 監事 2～3人

2 理事のうち、1人を理事長、2～3人を副理事長とする。
(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。翌々年の任期満了前に定期総代会を開催する場合はその定期総会役員選出までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 年会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第56条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAXまたは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前2条、次条第1項及び第57条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAXまたは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 評議員会

(構成)

第39条 評議員会は、地域を定めて理事会が会員の中から委嘱した者をもって構成する。

(権能)

第40条 評議員会は、当法人の活動に関して、理事会に意見を具申するとともに、理事会の方針に基づき地域の活動を指導支援する。

(招集)

第41条 評議員会は、あらかじめ定めた地域担当の理事が招集する。ただし、該当地域の評議員の3分の1を越える者の請求が理事会にあった時には、開催しなければならない。

(議長)

第42条 評議員会の議長は、地域担当の理事が、これにあたる。

(意見の具申)

第43条 評議員会の意見具申は、意見の一致をみた時は、理事会に対し、評議員会の議長名で、これをおこなう。ただし、意見の相違ある時は、それぞれ評議員の名を明記したうえで、その意見具申をおこなう。

(議事録)

第44条 評議員会の議事録は、議長が評議員の中から書記を選出し、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 評議員総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 協議事項
- (4) 協議の経過の概要及び意見具申の内容
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び書記以外の出席者2人が署名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第49条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第50条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を

経なければならない

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第52条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第53条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨時の処置)

第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第57条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項の規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第58条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾

を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第60条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、以下の方法で行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(1) 事務所の店頭に掲示する方法

(2) 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

第11章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	多田羅 讓治
副理事長	佐々木 安德
同	久保 隆彦
同	正木 裕也
同	今井 龍二
同	植森 洋一
同	國平 博
同	七條 政志
同	小路 和孝
同	新名 雅夫
同	橘 久美子
同	田畑 芳文
同	筒井 康夫
同	長町 悟
同	逸見 敏男
同	松岡 正英
理事	有友 宏夫
同	伊藤 悟
同	植村 隆昭
同	内海 正清
同	大岡 慶子

同	大西 豪信
同	門脇 信夫
同	北原 英幹
同	桐野 幹夫
同	合田 昇平
同	小西 金太郎
同	新名 孝司
同	田井 剛
同	高倉 哲郎
同	詫間 政司
同	竹内 伸一
同	立本 悟
同	田中 秀樹
同	谷本 雅民
同	遠山 勝
同	中澤 篤史
同	中村 徹
同	西應 佳樹
同	西岡 光
同	西丸 一明
同	平野 祐一
同	松岡 耕三
同	向井 功一
同	森澤 繁雄
同	山崎 潔
同	渡辺 貴雄
監事	梶 正治
同	釋氏 政昭
同	小谷 一成
同	新崎 忠志
同	松岡 賢

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年度終了後最初の総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第50条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 1,000円